

〔問 2〕 労働基準法の解雇に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 使用者は、労働者が「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下「育児・介護休業法」という。)の規定によって育児休業又は介護休業をする期間及びその後 30 日間は、当該労働者を解雇してはならない。
- B 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業している労働者については、使用者が労働基準法第 81 条の規定によって打切補償を支払った場合(労働者災害補償保険法第 19 条によって打切補償を支払ったものとみなされた場合を含む。)にのみ労働基準法第 19 条第 1 項の解雇制限の規定の適用が除外される。
- C 一定の事業に限ってその完了に必要な期間を契約期間とする労働契約を締結している労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業している期間中に、当該事業が完了し当該労働契約の終期が到来するような場合においては、当該労働者の労働契約はその契約期間の満了によって終了するものであって、労働基準法第 19 条第 1 項の解雇制限の規定の適用はない。
- D 使用者が平均賃金の 30 日分の解雇予告手当を支払って労働者の解雇を行う意思表示をする場合には、解雇予告手当を支払った日数分を限度として当該解雇による労働契約の終了日を遡ることができる。例えば、5 月 1 日に平均賃金の 30 日分の解雇予告手当を支払って労働者の解雇の意思表示をする場合には、当該解雇による労働契約の終了日をその年の 4 月 1 日にまで遡ることができる。
- E 日々雇い入れられる者については、労働基準法第 20 条に定める解雇予告に関する規定は適用されることはない。